

諫早市内保育所等における避難情報発令時の対応基準

1 目的

台風や大雨等により避難情報が発令された場合に、利用者や職員の安全確保について迅速かつ適切に判断することができるよう、保育所等における対応基準を次のとおり定める。

2 対応基準

警戒レベル3以上の避難情報等が発令された場合における保育所等各施設の対応は、次のとおりとする。

(1) 土砂災害警戒区域等以外の保育施設の場合

A表		保育所等の対応基準	
避難情報	休園基準	開所前 (登園前)	開所中 (保育中)
警戒 レベル3	開園	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者に対し送迎時の安全を十分に考慮した上で登園するよう連絡</li> <li>今後の警戒レベル引き上げの際の対応も併せて連絡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者に対し発令の周知（連絡）</li> <li>今後の警戒レベル引き上げの際の対応も併せて連絡</li> </ul>
警戒 レベル4	<b>原則 休園</b>	<p><b>【休園する場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保護者へ休園を連絡</li> </ul> <p><b>【開園する場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保護者に対し送迎時の安全を十分に考慮した上で登園するよう連絡</li> <li>今後の警戒レベル引き上げの際の対応も併せて連絡</li> </ul>	<p><b>※各園で想定している避難対応を実施</b></p> <p><b>【休園する場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保護者への状況報告、お迎えの依頼を連絡</li> </ul> <p><b>【開園する場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保護者への状況報告、お迎え可能な保護者へのお迎えの依頼を連絡</li> <li>今後の警戒レベル引き上げの際の対応を併せて連絡</li> </ul>
警戒 レベル5	<b>休園</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者へ休園を連絡</li> </ul>	<p><b>※各園で想定している避難対応を実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保護者への状況報告、お迎えの依頼を連絡</li> </ul>

(2) 土砂災害警戒区域等内の保育施設の場合

B表		保育所等の対応基準	
避難情報	休園基準	開所前 (登園前)	開所中 (保育中)
警戒レベル3	原則休園	<b>【休園する場合】</b> ・保護者へ休園を連絡  <b>【開園する場合】</b> ・保護者に対し送迎時の安全を十分に考慮した上で登園するよう連絡 ・今後の警戒レベル引き上げの際の対応も併せて連絡	<b>※各園で想定している避難対応を実施</b>  <b>【休園する場合】</b> ・保護者への状況報告、お迎えの依頼を連絡  <b>【開園する場合】</b> ・保護者への状況報告、お迎え可能な保護者へのお迎えの依頼を連絡 ・今後の警戒レベル引き上げの際の対応を併せて連絡
警戒レベル4	原則休園		
警戒レベル5	休園	・保護者へ休園を連絡	<b>※各園で想定している避難対応を実施</b> ・保護者への状況報告、お迎えの依頼を連絡

※土砂災害警戒区域等とは、土砂災害警戒区域（イエローゾーン：土砂災害が発生した場合に住民の人命又は身体に危害が生じる恐れのある区域）及び土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン：土砂災害が発生した場合に建物が破壊され、人命又は身体に大きな危害が生じる恐れのある区域）のことをいう。（土砂災害警戒区域等の指定箇所については、市ホームページ：土砂災害ハザードマップを参照）

3 防災気象情報等による対応基準の運用

保育所等各施設の立地条件によって、危険となる警報の種類が異なることも考えられることから、「今後急激な悪化が予想される。」または、「既に天候は回復に向かっている。」などの条件も考慮し、最終的には保育所等各施設において判断する。

◎防災気象情報等

- ・警戒レベル5相当

大雨特別警報（土砂災害、浸水害）、氾濫発生情報など

- ・警戒レベル4相当、警戒レベル3相当

大雨警報（土砂災害、浸水害）、洪水警報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報など

※危険度によって警戒レベルに違いが出てくる

#### 4 休園等被害状況の報告

休園時や被害発生時は、こども政策課あてメール・ファックス等で休園時期、被害日時、規模、対応状況など速やかに報告を行うこと。

Eメール：kodomo\_seisaku@city.isahaya.nagasaki.jp

電話：22-2421（こども政策課直通）FAX：22-0431



#### 5 マニュアルの作成等

平常時から施設の立地状況や危険個所を確認し、災害発生情報の収集に努めるとともに、上記の対応基準に沿った具体的な対応マニュアルを保育所等各施設において定めておくこと。

また、日頃から職員間でマニュアルを共有し、これに基づいた避難訓練を確実に実施すること。

#### 6 保護者への周知

マニュアルの内容については、日頃から保護者との相互理解を図り、入園説明会での配付、説明、園舎内への掲示等により周知すること。

#### 7 避難情報等の確認方法

気象庁が発表する気象情報（各種警報、土砂災害警戒情報等）に基づき、市が発令する避難情報については、次の方法等で各施設において確認する。

(1) 諫早市防災行政無線

(2) 諫早市防災行政無線テレホンサービス（0120-419-009）

(3) 諫早市防災メール（防災メール、スクールネットメール）



(4) 諫早市ホームページ



(5) 諫早市公式Facebook・LINE



(6) エフエム諫早（レインボーFM77.1MHz）

(7) データ放送（いさはやケーブルテレビ、NBCテレビの防災情報）